

令和5年度 町政執行方針（要旨）

令和5年度の町政執行にあたっては、「次世代の可能性を引き出す」、「資源を最大限活用しまちを持続・発展させる」、「激動する社会に対応する」の3つの指針をもとに、「1. 暮らしの安全の方針」、「2. 健康と福祉の方針」、「3. 生活環境の方針」、「4. 産業の方針」、「5. 学びの方針」、「6. 行政・財政運営の方針」の6つの方針を施策の体系として未来に向けて住みやすいまちをつくる以下の諸施策を推進します。

1. 暮らしの安全・安心の方針

◎防災に関する施策

- ・地域防災マネージャーを中心とした地域の防災力の向上と防災の広域化
- ・避難所における防災資機材の整備
- ・災害時の効果的で効率的な情報伝達手段の整備への検討
- ・防災学習会などによる防災に関する知識の普及

◎交通安全に関する施策

- ・交通安全指導員による交通指導、啓発による交通事故防止

2. 健康と福祉の方針

◎子育て推進に関する施策

- ・ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育の推進
- ・子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業の充実
- ・出産と子育てを応援するための助成金支給
- ・併走型相談支援や産後ケア事業などと一体的な経済的支援の実施
- ・不妊治療、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するための医療助成
- ・北後志6市町村の連携による周産期医療体制の充実
- ・児童虐待の発生予防や早期発見・対応のための施策実施と子どもが健やかに成長できる地域社会の構築
- ・18歳までの医療費無償化

◎保健に関する施策

- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
- ・インフルエンザなどのワクチン接種費の助成
- ・HPVワクチンについての情報提供と男性への接種助成
- ・乳がん、子宮頸がん検診の一定年齢の無料化の継続

◎地域福祉に関する施策

- ・高齢者の経験や知識を活かしたボランティア等の地域資源の有効かつ効果的な活用
- ・地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実

◎障がい者福祉に関する施策

- ・障がい福祉施策の推進、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の充実

3. 生活環境の方針

◎環境に関する施策

- ・余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を実施

◎一般廃棄物処理に関する施策

- ・ごみの搬出が困難な高齢者などの安否確認にもつながる「ふれあい収集」の実施
- ・合併処理浄化槽設置に対する助成

◎道路に関する施策

- ・橋梁、道路補修工事の実施、町道の舗装・側溝の整備
- ・効果的な除排雪の実施と流融雪溝の適切な維持管理
- ・後志自動車道小樽ジャンクションフル化の早期完成や国道5号倶知安余市道路の開通を見据えた市街地道路交通網の整備についての検討

◎河川に関する施策

- ・環境保全や治水対策の計画的推進を要望

◎港湾・海岸保全に関する施策

- ・港湾・海岸保全施設の維持保全

◎公園事業に関する施策

- ・老朽化遊具の更新と施設の維持管理、安全対策、環境整備による安全、安心の確保

◎公営住宅に関する施策

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく入居者の適切な住環境整備

◎住宅に関する施策

- ・住宅取得等支援補助金制度と空き家住宅除却費補助制度の継続

◎都市計画に関する施策

- ・余市町立地適正化計画の策定

◎地域公共交通の活性化と再生に関する施策

- ・持続可能な公共交通の在り方を検討

◎再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策

- ・再生可能エネルギーの活用による地域経済の活性化と公共施設への導入検証

4. 産業の方針

◎労働に関する施策

- ・就労対策の実施と季節労働者の通年雇用促進支援

◎農業に関する施策

- ・果樹の収益性向上を見据え、優良品種への転換や圃場整備への支援
- ・ワインのブランド化に向けた取組の推進
- ・野菜栽培施設の資材導入などへの支援と栽培技術の確立
- ・有害鳥獣対策に電気柵の設置や箱罠購入などへの支援

◎林業に関する施策

- ・森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業、町有林保育事業、野そ駆除事業の実施

◎漁業に関する施策

- ・二枚貝の養殖試験の支援など水産業の収益性向上と資源の持続的な利用の確保に向けた取組の強化
- ・磯焼け対策の実施やトド被害対策への支援継続と要請

◎水産加工業に関する施策

- ・水産加工品ブランド力の向上、商品開発の推進の支援

◎6次産業化に関する施策

- ・農水産物とワインのマリアージュによる「余市」ブランドの確立

◎商工業に関する施策

- ・中小企業者への制度融資
- ・設備投資、商品開発、販路拡大等の促進
- ・空き店舗の活用による起業支援

◎観光に関する施策

- ・観光客誘致と観光事業者への支援、観光事業の活性化推進
- ・交流人口の増加と滞在型観光の推進

- ・道の駅再編整備に向けた民間事業者との協議

◎地方創生に関する施策

- ・「食の都よいち、フルコースプロジェクト」や「よいち地域まるごとマリアージュ推進プロジェクト」の推進

5. 学びの方針

◎学校教育に関する施策

- ・急速に変化する社会において、子供たちが社会で生きる知識や技能を身に付け、個性や能力を伸ばし、豊かな心と健やかな体をはぐくむことができるような教育活動の推進

◎社会教育に関する施策

- ・豊かで潤いのある充実した生活を送ることができる学びの場の提供

◎芸術、文化、スポーツ活動に関する施策

- ・地域の郷土資料の活用と後世への継承
- ・生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ環境づくり

6. 行政・財政運営の方針

◎町民と行政の連携に関する施策

- ・審議会委員等への町民参加やパブリックコメント等による町民意見の公募、区会学習会等の町民活動への支援
- ・地域連絡員制度の積極的な活用による町民と行政が連携して歩むまちづくりの推進

◎外部の組織・人材との連携に関する施策

- ・広域行政の推進、民間等組織との協定の締結、高度な知

識を有する人材の招致、民間提案制度による課題解決や価値の共創

◎情報の共有に関する施策

- ・広報よいちの紙面やホームページの充実、町LINE公式アカウントによる幅広い情報の発信
- ・町政への意見・要望の募集やホームページ内でのお問い合わせメールの活用、情報共有の推進

◎地域間交流に関する施策

- ・福島県会津若松市や奈良県五條市との交流事業の推進

◎行財政に関する施策

- ・効果的・効率的な財源配分と各種補助制度の積極的活用
- ・クレジット納付やコンビニ納付等納税環境の整備と充実

◎ふるさと応援寄附に関する施策

- ・特産品や体験プログラム等返礼品の充実
- ・町内産業の新たな販路として町内経済の活性化に活用

◎行政改革に関する施策

- ・スピード感のある町政を実現するため機構改革の実施
- ・住民サービスの向上にむけ、行政手続きのオンライン化を推進

◎職員の資質向上に関する施策

- ・職員のコンプライアンスに対する意識向上、自己研さん推進のための研修機会の充実、職員の意識改革の推進

令和5年度 教育行政執行方針（要旨）

学校教育では、社会環境が変化していく中、子どもたちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身に付けるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合うことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携・協働し、さまざまな課題の解決にあたり、子どもたちを社会全体で支え、確かな成長をもたらす教育環境づくりを推進します。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づいた、施設の計画的な維持管理及び計画的な運営に努め、時代に即した情報提供による学習環境の整備を図るとともに、多様化、高度化するニーズに対応し、健康で心豊かな生きがいのある人生を送ることができる学習機会の提供に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実

社会が大きく変化するなかで、子どもたちが自立し、たくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むことが重要です。

- ・児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、国の事業を活用した授業改善や学力向上の取組を推進
- ・学校と家庭の連携による望ましい生活習慣や学習習慣を確立するための取組を推進
- ・学習支援員等を配置し、特別な支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな指導や支援
- ・これまでの学習指導とICT機器を活用により、児童生徒の主体的な学習活動や学習意欲、思考力と判断力、課題解決力の育成
- ・外国語指導助手を配置し、生きた英語によるコミュニケーション能力と国際感覚の養成
- ・障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援
- ・学校だよりなどによる保護者や地域住民への情報提供や学校評価制度の運用
- ・学校運営協議会による地域に根ざした教育活動の充実と小中学校の連携強化

- ・学校における働き方改革の推進により、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間の確保
- ・教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の指導力の向上

2. 思いやりと自ら律する心を大切にす生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、主体的・対話的で深い学びを通じて、ともに支え合う思いやりの心や、倫理観と規範意識もち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

- ・児童生徒が自信や誇りを持ち、自ら考え、行動する力の育成
- ・スクールカウンセラーの配置による相談体制の充実
- ・関係機関と連携した支援による児童生徒の抱える問題の早期把握と解決に向けた取組
- ・適応指導教室による不登校児童生徒の学校復帰への支援
- ・余市町子どものいじめ防止条例に基づく取組の推進、保護者との連携強化、アンケート調査結果の活用によるいじめの早期発見・早期解決の取組

3. 生命を尊ぶ心を大切に健康・安全教育と教育環境の整備充実

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、生命の尊さを自覚しながら思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが重要です。

- ・非行防止や犯罪被害に遭わないための指導の充実と学校・家庭・地域の連携強化
- ・安全マップを活用した交通安全指導の徹底や各関係機関との連携による児童生徒の安全確保
- ・教育環境の充実のため、学校施設の適切な維持管理と再編整備に向けた取組
- ・感染症防止対策に対する児童生徒の意識向上と各種取組
- ・児童生徒の健康診断の実施やフッ化物洗口の実施による児童の歯の健康づくり
- ・学校給食調理室の衛生管理の徹底による安全安心な給食の提供と地場製品の活用
- ・電子図書館の積極的な活用や余市町図書館との連携による学校図書館の充実と教材教具の計画的な整備
- ・経済的支援による均等な教育機会の確保

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の実現には、引き続き感染症防止対策にも留意しつつ、町民へ様々な学習機会を提供し、知識・技能を習得することで、その成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいをもって明るく豊かな生活を送ることが重要です。

- ・「まちづくりは人づくり」の観点からの、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供による人材育成
- ・学習機会の充実と豊富な知識と経験を生かせる環境づくりを促す高齢者教育の実施

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

青少年の健全な心身と心豊かな人間性の育成のため、学校運営協議会と協力し、学校・家庭・地域社会の協働によって創造性や協調性を育むことのできる環境づくりが重要です。

- ・学校運営協議会を中心とした学校・家庭・地域社会の協働体制の整備
- ・障がいのある子どもたちと関係団体との交流機会の提供

と地域への情報発信

- ・子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保と、地域住民との連携強化とボランティア育成による放課後の多様な体験活動と学習機会の提供
- ・関係機関との連携したブックスタート事業や、子育て体験事業を通じた家庭教育力の向上

6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

芸術文化活動の振興につきましては、鑑賞機会の提供と活動を奨励し、活動の裾野を広げていくことが重要です。

- ・社会教育関係団体と連携した、発表・鑑賞・創作機会の充実及びサークル等の育成による芸術文化の振興
- ・「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づく、学校図書館や関係施設等との連携による環境の整備
- ・電子書籍の充実による利用者の拡充と利用促進と、学校図書館とも連携して、地域の情報拠点を目指した魅力ある電子図書館の整備
- ・郷土の歴史に関する資料収集や文化財施設の適切な保存と維持管理、小中学校や生涯学習の関連事業の実施などによる文化財資料の有効活用

7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興

健康で充実した生活を送るためには、心身の健康増進と体力向上に資するスポーツの普及を図るとともに、各世代に応じたスポーツ活動を推進する環境づくりが重要です。

- ・スポーツ少年団や体育連盟等の関係団体との連携による地域部活動の協力体制の構築と、各世代のスポーツ環境整備の取組み並びにスポーツを通じた子どもたちの体力の維持向上
- ・関係団体や指定管理者との連携によるスポーツ活動機会の提供と、健康づくりの啓発

余市町教育委員会は、本町の未来を担う子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、町民一人ひとりが生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができ生涯学習の町をめざし、教育行政の発展に全力で取り組みます。

町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



パブリックコメントの結果について

パブリックコメントの実施結果について、次のとおりお知らせします。

計画などの名称	募集期間	結果	担当課
第2期余市町子ども・子育て支援事業計画(見直し案)	令和5年1月16日から2月15日	2件のご意見がありました	子育て・健康推進課
余市町空家等対策計画(素案)	令和5年2月6日から3月7日	ご意見等の提出はありませんでした。	まちづくり計画課
余市町観光振興計画(素案)	令和5年1月6日から2月6日	2名の方から5件のご意見がありました	商工観光課

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。寄せられたご意見については、計画の運用にあたり参考とさせていただきます。

なお、寄せられたご意見の内容と、ご意見に対する町の考え方については、町ホームページに公表するとともに、令和5年4月末まで役場庁舎、中央公民館、図書館、福祉センター等に冊子として備え付けますのでご覧ください。

問合せ 子育て・健康推進課 ☎21-2122 商工観光課 ☎21-2125
まちづくり計画課 ☎21-2124